

# 第 3 次 筑後市教育大綱 (素案)

「教育のまち・ちくご」

～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～

令和 5 年 3 月

筑 後 市

## 策定の背景

平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行されました。

この中で、市長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されました。

筑後市では、平成27年5月に設置した「筑後市総合教育会議」で協議を重ね、「筑後市教育大綱」を平成28年3月に策定いたしました。

今般、新しい時代の到来に向け、「筑後市総合教育会議」で協議を行い、「第3次筑後市教育大綱」を策定いたしました。

## 大綱の位置付け

本大綱は、筑後市の教育や子育てに関する施策の目標やその根本となる方針を定めるものです。

## 実施期間

本大綱は、第6次筑後市総合計画後期基本計画の実施に合わせ、令和5年度から8年度までの4年間を実施期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

## 目 標

# 「教育のまち・ちくご」

～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～

ちくごの伝統や風土、人の和の中で育った、かけがえのないちくごの子どもたちを、その育った郷土を愛し、そして、発展させる人材へと育てる「教育のまち・ちくご」を目指します。

## 基本方針

本市の教育を推進するために、以下6つの基本方針を定めます。

## 基本方針1

# ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進

郷土の歴史や伝統・文化と、現在の筑後市の魅力を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。

- ◇文化財の保護と活用
- ◇生涯学習の推進
- ◇小中連携・地域連携の推進

## 基本方針2

# 子育てしやすいまちづくりの推進

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、全ての妊婦・子育て家庭が、安心して子どもを産み、子育てができるまちを目指します。

- ◇子どもの人権の尊重
- ◇保育サービスの充実・子どもの居場所づくり
- ◇切れ目ない支援による子育て不安の軽減
- ◇子どもの健やかな成長の支援
- ◇ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 基本方針3

## 社会を生きぬく力を育む学校教育の推進

児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境をつくり、「知」「徳」「体」の育成を柱として21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。

- ◇確かな学力の向上
- ◇豊かな心の育成
- ◇健やかな体の育成
- ◇小中連携・地域連携の推進(再掲)
- ◇教育環境の充実

### 基本方針4

## 人生100年・人口減少時代を見据えた生涯学習の推進

いつでもどこでも誰もが生涯にわたり学習を行い、その成果を生活や仕事に活かすとともに、学び合いを通して地域のつながりを深め、よりよい地域づくりに取り組む「生涯学習を通したまちづくり」を進めます。

- ◇生涯学習の推進(再掲)
- ◇青少年教育・体験活動の推進

#### 基本方針5

## スポーツと文化・芸術を通じた健康で心豊かなまちづくりの推進

子どもから高齢者までが、健康スポーツや競技スポーツ、文化・芸術を身近に感じ、楽しむことができるまちを目指します。

- ◇生涯スポーツの推進
- ◇生涯学習の推進(再掲)

#### 基本方針6

## 差別のない、人権が守られるまちづくりの推進

あらゆる差別をなくすため、一人ひとりが多様な価値観を認め合い、市民参加による人権尊重のまちを目指します。

- ◇市民や市内企業への人権教育・啓発
- ◇児童・生徒への人権教育・啓発

以上の基本方針を推進するため、学校、家庭、地域、社会教育団体等との積極的な連携を図ります。

## 基本方針 変更点一覧

## 基本方針 1

	変更前	変更後
詳細	郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。	郷土の歴史や伝統・文化と、 <u>現在の筑後市の魅力</u> を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。
総合計画 基本事業	◇文化財の保護と活用	◇文化財の保護と活用 ◇ <u>生涯学習の推進</u> ◇ <u>小中連携・地域連携の推進</u>
<b>変更理由</b>		
<p><b>「現在の筑後市の魅力」の追加</b> →郷土への愛を育むためには、歴史や伝統に加えて現状を知る必要もあると考えるため。</p> <p><b>「生涯学習の推進」の追加</b> →公民館講座等で生涯学習講座を行っているため。</p> <p><b>「小中連携・地域連携の推進」を追加</b> →社会教育分野だけでなく学校教育分野でも、地域との連携により郷土の学習等が行われているため。</p>		

## 基本方針2

	変更前	変更後
詳細	妊娠期から子育て期にわたるまで、幼児期から義務教育期を通し、切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。	妊娠期から子育て期にわたるまで、 <del>幼児期から義務教育期を通し、</del> 切れ目ない支援を行い、 <del>全ての妊婦・子育て家庭が、</del> 安心して子どもを産み、 <u>子育てができるまちを目指します。</u>
総合計画 基本事業	◇子育て不安の軽減	◇切れ目ない支援による子育て不安の軽減
<b>変更理由</b>		
<p><b>「幼児期から義務教育期を通し」を削除</b> →同義の繰り返しになっているため。</p> <p><b>「全ての妊婦・子育て家庭が」を追加</b> →こども家庭庁もこども家庭サポートセンターも、全ての妊産婦・子育て世帯を対象ととらえるという考え方のため。</p> <p><b>「よろこびを感じられる」を削除</b> →「よろこびを感じられる」は第6次総合計画前期計画の施策の目標からきているが、後期基本計画にあわせて削除することとした。</p>		

#### 基本方針4

	変更前	変更後
表題	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	人生100年・ <u>人口減少</u> 時代を見据えた生涯学習の推進
詳細	いつでもどこでも誰もが生涯にわたって多様な学びの機会を得て、その成果を活かし、つなげることで生きがいを感じ、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。	いつでもどこでも誰もが生涯にわたり <u>学習を行い、その成果を生活や仕事に活かすとともに、学び合いを通して地域のつながりを深め、よりよい地域づくりに取り組む「生涯学習を通したまちづくり」を進めます。</u>
総合計画 基本事業	◇生涯学習の推進 ◇市民や市内企業への人権教育・啓発 ◇児童・生徒への人権教育・啓発	◇生涯学習の推進 ◇市民や市内企業への人権教育・啓発 ◇児童・生徒への人権教育・啓発 ◇ <u>青少年教育・体験活動の推進</u>
<b>変更理由</b>		
<p><b>「人口減少時代」を追加</b> →平成30年の中教審答申に書かれていたため。</p> <p><b>「詳細」を変更</b> →後期基本計画と生涯学習推進計画の記述を参考に変更したもの。</p> <p>※人権教育・啓発については、生涯学習として一括りにするのは難しいと感じており、別個に基本方針を新設するのが適当だと考え削除。人権教育に特化した新たな基本方針を「基本方針6 差別のない、人権が守られるまちづくりの推進」として新設。</p>		

#### 基本方針5

	変更前	変更後
表題	スポーツを通した健康なまちづくりの推進	スポーツと文化・芸術を通した健康で心豊かなまちづくりの推進
詳細	子どもから高齢者まで、健康スポーツから競技スポーツまで、市民がスポーツを身近に感じ、楽しむことができる「スポーツでつながる元気なちくご」を目指します。	子どもから高齢者までが、 <u>健康スポーツや競技スポーツ、文化・芸術を身近に感じ、楽しむことができるまちを目指します。</u>
総合計画 基本事業	◇生涯スポーツの推進 ◇青少年教育・体験活動の推進	◇生涯スポーツの推進 ◇青少年教育・体験活動の推進 ◇ <u>生涯学習の推進</u>
<b>変更理由</b>		
<p><b>「文化・芸術を通した健康で心豊かな」を追加</b> →スポーツのみならず「文化・芸術」についても重要だと考えるため。 目指す姿(詳細)にも文化・芸術の主旨を反映して「心豊かな」を追加。</p> <p><b>「生涯学習の推進」を追加</b> →文化・芸術活動を包含しているため。</p>		



## 基本方針の順番について

生涯学習の推進に関する基本方針の順番について以下の2案を提案します。(基本方針1、2は素案どおり)

案	A	B
基本方針3	<u>「生涯学習の推進」に関する基本方針</u>	「学校教育の推進」に関する基本方針
基本方針4	「学校教育の推進」に関する基本方針	「スポーツ・文化・芸術の推進」に関する基本方針
基本方針5	「スポーツ・文化・芸術の推進」に関する基本方針	「人権教育の推進」に関する基本方針
基本方針6	「人権教育の推進」に関する基本方針	<u>「生涯学習の推進」に関する基本方針</u>